

## 住宅等取得祝金事業 Q & A

**Q 1. 申請はいつすればよいですか？**

A 1. 建物が完成または取得し、建物登記が完了してからです。

**Q 2. 申請できる期限はいつまでですか？**

A 2. 建物が完成または取得した年度終了後から、2年間です。

**Q 3. 建物が完成した日・取得年月日とは、いつをさしますか？**

A 3. 建物の登記事項証明書に記載された原因日をさします。

**Q 4. 住宅以外の別棟の車庫や倉庫を増築した場合でも対象となりますか？**

A 4. 対象となります。ただし、固定資産税の課税される50㎡以上の建物に限ります。

**Q 5. 子どもの就学等の関係で、住宅完成前に実家等に先に転入してきました。対象となりますか？**

A 5. 住宅完成・取得年月日より2年前までに転入していれば対象となります。

**Q 6. 仕事等の関係で、住宅取得後に転入してきました。対象となりますか？**

A 6. 住宅完成・取得年月日の年度終了後から2年間のうちに転入していれば対象となります。

**Q 7. 現在市内在住ですが、市外業者により住宅を新築しました。結婚により妻が市外から転入してきましたが、対象となりますか？**

A 7. 転入してきた方が新築物件の共有名義者であれば、対象となります。

**Q 8. 市内在住です。工事請負契約を結んだのは市外業者ですが、実際に工事したのは市内業者でした。対象となりますか？**

A 8. 対象となりません。工事請負契約業者が市内業者である必要があります。

**Q 9. 住民票を山縣市から移動しないまま市外に住んでいましたが、市外業者の施工により山縣市に家を建て、引っ越してきました。対象となりますか？**

A 9. 対象となりません。住民票の移動があった場合のみ対象となります。

**Q 10. 住宅を相続により取得し、転入しました。対象となりますか？**

A 10. 対象となりません。

**Q 11. 空き家バンクを利用し、転入しました。対象となりますか？**

A 11. 対象となります。ただし、ぎふ山縣市田舎暮らし空家活用支援事業補助金、ふるさと暮らし奨励金事業、空家利活用促進補助金事業の交付を受けた場合は対象となりません。